

## 戦国大名の買地安堵について

— 若狭武田氏を中心に —

### はじめに

近年の室町戦国期研究の特徴の一つとして、徳政に関する研究の活況をあげることができよう<sup>1)</sup>。これと関連して、徳政と表裏をなす買地安堵についても関心が高まっている。戦国大名の買地安堵について本格的究明を試みた先駆的業績としては、藤木久志氏の「戦国大名制下における買地安堵制」<sup>2)</sup>をあげなければならない。藤木氏は伊達氏家臣の広範な土地売買を百姓の抵抗による支配の動揺ととらえ、伊達氏はこれら家臣買地を安堵する買地安堵制の実施によって家臣知行地の定量把握を実現し軍役体系の基礎を確立したと論じられ、買地安堵を農民闘争と関連させつつ知行制に位置づける視点を確立された。その後、和泉清司<sup>3)</sup>・下村效<sup>4)</sup>・久保田昌希<sup>5)</sup>の各氏によって後北条氏・長宗我部氏・今川氏を扱った研究が相次いで発表された。このうち下村氏は、長宗我部氏は家臣の買地を安堵してこれを給地化し軍役を確保する一方、窮乏家臣の徳政訴訟に対して「判前の地」は対象から除外した上で「奉公の忠」に応じて「給恩の徳政」を認めたのであり、ここに本来相矛盾する徳政と買地安堵が封建権力にとって統一した原理たり得たとされた。また、久保田氏によれば、在地領主井伊氏が私徳政まで実

河村昭一

兵庫教育大学第二部(社会系教育講座)

施し得た遠江井伊谷に、百姓の徳政訴訟を契機として今川氏が介入し、かつて井伊氏から買地安堵を得ていた瀬戸氏に改めて徳政免除を内容とする買地安堵を与えてこれを直接把握するに至ったという。これら先学の成果をふまえながら、戦国期の徳政・買地安堵をダイナミックに叙述したのが、入間田宣夫氏の「中世国家と一揆」(特に三節「徳政の嵐」)である。今のところ、この入間田論文が買地安堵に関する研究の到達点と考えてよからう。そこで強調されているのは、特に下村・久保田両氏の所論にあるように、戦国大名が買地安堵と徳政を車の両輪のごとく駆使してその権力基盤を拡大していったという点である。これについては、私も異論はない。今後はこうした視角からその内容をより深めていくことが必要であろう。

いうまでもなく、土地売買の内容は地域によっておのずと差異があり、したがって戦国大名の買地安堵のもつ意義も一律には論じられない。本稿では、先学の考察対象が主として東国や四国などの経済的後進地域に偏した傾向がみられることに鑑み、研究の比較的立ち遅れている畿内近国の事例として若狭をとりあげ、加地子収取関係の成熟した地域における戦国大名の買地安堵のもつ独自の意義を考えてみたい。その際の課題として次の二つを設けたい。まず、藤木・下村両氏に学

びつつ、知行制との関連においても買地安堵の意義をより具体的に提示すること、及び久保田氏の仕事に導かれて、武田氏の買地安堵と武田氏家臣の買地安堵の関連を明らかにすること、以上である。

入間田論文は、実は若狭の事例についても、藤井謙治氏の論稿を参照されながら多くの紙数が宛てられているが、論文の性格上やむを得ないとはいえず、若狭と四国・東国との地域差に対しては十分注意が向けられていないし、武田氏家臣の買地安堵についてはまったくふれられていない。

なお、若狭武田氏に関する先学の業績としては、藤井氏の他に、牧野信之助『福井県史』（一九二〇年）をはじめ、黒崎文夫・米原正義・水藤真の各氏の論稿があるが、本稿の関心からは藤井・水藤両氏の研究に直接学ぶべきところが多い。藤井氏は若狭において加地子売買が展開していたこと、加地子収取が惣及び大名権力の保証のもとに実現されていたことなどを明らかにされたが、買地安堵を知行制の中に具体的に位置づける視角が十分でないように思われる。水藤氏の論稿は武田氏関係文書や売券・寄進状の検討を通じて、武田氏の戦国大名化を多面的に跡づけようとした力作であるが、若干の疑問もある。この点は本文でふれることにする。

## 第一章 若狭における給人層の土地売買

### 第一節 全体的特徴

戦国大名の買地安堵を知行制との関連において考察しようとする時、まず、大名給人の土地売買の実態を明らかにしておく必要がある。水藤氏は長祿三年（一四五八）から永祿十三年（一五七〇）に至る合計六五点の若狭の売券を収集整理され、さまざまな角度から分析され

ているが（前掲論文二節）、売買当事者の階層や、売買対象得分の性格に關してはあまり関心を払われていない。そこで、本節では水藤氏の収集されたものに管見に入つたものを加えた七五点の売券を基礎資料として、武田氏給人の土地売買の全体的特徴を概観しておきたい。

まず、売買当事者の階層を、「給人」・寺庵（寺僧）・百姓の三者に分ける。売券面の売主・買主一人一人について武田氏給人であるか否かを検証することはきわめて困難であるから、多少の問題はあるが、敢えて単純化して、有姓者を「給人」とした。こうすることによつて、武田氏直臣の国人級在地領主はもとより、何らかの形で武田権力

表I 若狭における土地売買の階層別件数

買主 売主	「給人」	寺庵	百姓	不明	計
「給人」	11	16	1	—	28
寺庵	4	10	1	—	15
百姓	5	16	8	3	32
計	20	42	10	3	75

の末端に位置づけられていた、あるいは位置づけられようとしていた村落土豪層の多くを拾うことができると考えるからである。ただ、有姓者のすべてが武田氏給人とはいいい切れないので「給人」と表記する。右の基準に従つて七五件の売買を階層別に整理したのが表Iである。この表をみるにあたっては、大きな史料的制約を考慮しなければならぬ。すなわち、七五点の売券のうち六〇点が寺社文書で占められていることである。しかし、そうした制約の中でさえ、「給人」のかかわる売買が、売却・買得合わせて全体の四九（三七件）にも達している事実は、「給人」層の土地売買が相当広範に展開していたことを物語るものといえよ

表Ⅱ 若狭における土地売買の得分内容 (数字は売買件数)

		得分					
		領主得分	名主職	加地子	名拔地	不明	計
売主	「給人」	8	—	5	3	12	28
	「寺庵」	—	—	9	—	6	15
	「百姓」	—	4	12	—	16	32
買主	「給人」	4	—	5	—	11	20
	「寺庵」	4	1	18	3	16	42
	「百姓」	—	2	2	—	6	10
	「不明」	—	1	1	—	1	3
計		8	4	26	3	34	75

う。右の史的制約の影響をうけないのは寺庵の買得分の内訳であるが、ここでは「給人」・寺庵・百姓の三者間に決定的開きがみられない。これは、若狭における土地売買がまさに全階層を包み込んでいたことを示すものには他ならない。

次に、売買される得分の内容について検討したい。得分の種類としては領主的得分と農民的得分に大別できようが、売券から厳密に判別することは困難なことが多い。ここでは、本役・公事・段錢のいずれかの収取権が移動する場合を領主得分の売買、買主に本役又は公事の負担義務が移る場合を中間得分たる加地子の売買と認定し、ただ単に「於此田地諸公事ハあ

るましく候」などあるのみでいずれとも断定し兼ねるのは、慎重を期して不明とした。この他、名主職と名拔地の売買は売券にその旨が明記されることが多いので、この二つはそのまま独立した種別とし、合計四種の得分を措定した。表Ⅱは、これらの得分を階層別に比較したものである。得分の判定規準を狭くとつたため半分近くを不明とせざるを得なかったが、それでも加地子を対象とする売買例が全体の少なくとも三五%を占めていた事実は確認しておく必要がある。これに名主職の四件を加えれば、農民的所職・中間得分権を対象とする売買例は全体の四割にも及ぶ。これを「給人」層に限ってみると、売却で一九%、買得で二五%が加地子を対象とするものであり、他層に比べれば比率が低いとはいえ、加地子売買はかなり進んでいたとみてよからう。以上、十分な実証にはなり得ていないが、若狭における給人層の土地売買の広範な展開、及び加地子売買の無視し難い比重を、全体的特徴として指摘しておきたい。

### 第二節 田辺氏・野崎氏の土地売買

史料の偏在や絶対数の不足という状況における売券のみの統計的分析にはおのずと限界があるので、具体的事例に即して給人層の土地売買の実態を検討し、その背景についても言及したい。

#### 1 田辺氏

田辺氏は三方郡山東郷一带に一族が簇生した家で、そのうち佐田村を本拠とする田辺半太夫家に伝えられた戦国・近世初頭の文書<sup>(13)</sup>一〇通が、『三方郡誌』に収められている。この中で、本稿の関心からは次の三点が注目される。

A 若州三方郡山東郷内□景名一圓(宗)

但從泉福寺買返之證文并此名職地類二段、越前龍門寺宗信沽券、

此外散田分田島等、道慶屋敷、鍛冶屋敷、圓旭沽却島一所、何モ任

證文之旨、宗景又四郎永代知行不可有相違之通、彼男仁可申聞者也、

仍状如件、

天文十年卯月二十六日

熊谷三郎兵衛尉殿

(武田信豐)  
(花押)

B 若州三方郡山東郷之内所々買徳之事目録別、紙在之、證文等最前加披見、雖

遣判、盗人取失明白之段、重被成其意得條、宗景大夫於子子々孫々、

永代知行不可有相違之旨、可申聞候也、仍状如件、

天文拾二年七月九日

熊谷三郎兵衛尉殿

(武田信豐)  
(花押)

C (武田信豐)  
(花押)

若州三方郡山東郷之内宗景名并所々買徳目録之事

一壹名 宗景名 沽主泉福寺

一壹段 同名之内 熊谷出雲守一行在之

一貳段 同名之内 沽主龍門寺宗心

一壹段 同名之内 同慈明院

一壹段 同名之内 同世霖庵

一貳段 萬名之内 同萬大夫

一壹處 道慶散田分 同正藏主

一壹處 在處井根口 同佐田村百姓中

一島壹處 同小田捨庵前 同倚竹庵萬大夫

一島參段 同小田武射田 同佐田村百姓中

一屋敷壹處 但宗景居住處 同鍛冶

以上

右條々、雖為沽券明白、依盗人取失、重御判被下者也、但此内新

儀に買徳三ヶ處并證文等在之、永代可致知行之旨、被仰出候、仍下

知如件、

天文十二年七月九日 真理 (花押)

田辺又四郎殿

いづれも『三方郡誌』でしか知られないもので、特にAは形式も整わず文言・表記にも疑問が残るため全面的信頼はおけないが、B・Cは一般にみられる武田氏の買地安堵の形式と矛盾しないので(後述)、ここではAも含めてとりあえず検討の対象とする。AとCにおいてそれぞれ宗景又四郎・宗景大夫・宗景と称されているのは明らかにCの宛人田辺又四郎のことと思われる。とすれば、AとCにみえる宗景名は田辺氏にとってきわめて由緒のある名であったことが推測される。ところが、Aによれば田辺氏はこれ以前に同名の名主職及び名内耕地二反を売却していたことが知られる。これは、田辺氏がかなり深刻な経済的危機に立ち至ったことをうかがわせるものである。同じ三方郡

の御賀尾浦（現神子）刀祢大音氏が、具足・胄・太刀などの武具・武器をはじめ、碗・皿などの食器から衣類に至る日常生活用具を三二百数十点も質に入れたり売却しているのは、決して特異な事例といふべきではなく、戦国期土豪層の経済状況の一端を示すものではないか。これは、軍役を中核とする大名権力の過重な課役が、彼ら土豪層の負担能力の限界に近いものであったことに起因すると思われる。文亀二年（一五〇二）若狭の「国衆#百姓等」が武田氏の「段錢以下苛政」に抵抗して小浜に押し寄せ、武田中務大輔父子を敗死せしめた事件は、段錢以下の武田氏の課役が、国人と「百姓」（実質は田辺氏や大音氏のような土豪層と思われる）の共闘を成立させる程に過重であったことを物語っている。前節にみた給人層の活発な土地売買（売却）の背景の一つとして考えておく必要があるであろう。

さて、田辺氏は重大な危機をどのようにして克服したかは明らかでないが、Aによれば、以前手放した宗景名主職と名内二反の地を買戻すとともに、「此外散田分田畠等」を新たに買得して武田氏の安堵を得るに至ったのである。さらに、CにはAにみえない買地が七筆あり、「新儀に買徳三ヶ處」の文言もあるところから、AとCの間にも新たな買得があった可能性がある。すなわち、田辺氏は宗景名主放出現と、また土地集積を再開したものと思われる。ところが、永禄四年（一五六一）当時田辺又四郎の所有していたのは宗景名主一円・道慶散田・下田畠二反・畠一所であり、Cと比較すると若干減少している。このように田辺氏の所有する所職・得分は戦国期を通じて複雑な動きをみせており、絶えず変動していたといえよう。

ところで、Cによると田辺氏は彼の居所と思われる佐田村の「百姓中」から土地二筆を買得しているが、これに関連して想起されるのは、三方郡世久見浦刀祢田辺氏の事例である。すなわち、明応元年（一四

九二）「当御代臨時課役等迷惑」によって世久見浦惣中が山畠を売却した際、惣中一四名の筆頭に署名していた田辺氏が、永禄一二年（一五六九）地頭と思われる熊谷治部太夫の賦課した「金子」を支弁できなくなった世久見浦惣中から、今度は鯨網堵を買得する立場に転じている。佐田村田辺氏が同村百姓中から畠などを買得したのも、これと同様の事情だったのではなからうか。ここに、領主権力（熊谷氏）の収奪強化が百姓の土地放出を促す中で、「百姓中」との距離を広げつつあった土豪層がこれを買得集積していくという、一つの道筋がうかがえよう。

## 2 野崎氏

野崎氏は、田辺氏と同様若狭では数少ない中世文書を伝える土豪クラスの家で、三方郡耳庄野を本拠としていた。同氏の買地の性格を次の文書によって検討しよう。

D 永代賣渡申作職山田之事

合巻所 但在所山子谷ニ在之

右彼下地者、依有要用、作職永代賣渡申處実正也、但毎年大塩長門守殿へ、年貢壹斗五升納所候て、作職末代可有御知行候、此上ハ菟角申候者有間敷候、仍後日之永代賣券之状如件、

天文拾五年二月一日 俞時（花押）

野崎二郎右衛門尉殿

まいる

## B

（武田信豊）  
（花押）

耳庄之内處々買得目錄之事

一 参段者

沽主山本中務丞

一 壹段者

同 大塩次郎右衛門尉

一 貳段者 四ヶ処新開

同 木村

永作職分

一 壹町参段 山田少在之

此内四段八畝者入江方、二段七

畝町堀迄廿八所分、二段ハ吉祥

院分、三段半 山田少有 木村方分、

何年貢段錢如先々可納所也、

右條々、任代々持傳旨、被成 御判上者、向後如何様之族雖有出来、

永代知行不可有相違之由、被仰出者也、仍下知如件、

天文廿二年十一月十日

左衛門尉(花押)

野崎次郎右衛門尉殿

Dによれば、野崎氏は山田一所の作職買得によって同地の年貢一斗五升を大塩長門守に負担することとなった。大塩氏は遠敷郡口田繩村を本拠とする武田氏給人であるが耳庄佐野も知行していた<sup>23</sup>。したがって野崎氏は以前から大塩氏との間に年貢負担関係があった可能性は小さくないが、Dで買得した山田は実は大永五年(一五二五)「三野(佐野カ)住人」弥三郎なる者が売却したものであって、少なくともこの地に関しては、本来大塩長門守と弥三郎の間に存した年貢負担関係がそのまま大塩・野崎両氏の関係に転化したものといえる。ここに、土豪が百姓からの土地集積の過程で武田氏給人との間に新たな年貢負担関係を生じていく動向をみる事ができる。そのことは、Eにおいて

て武田氏から安堵された野崎氏の永作職分が、廿八所(弥美神社)・吉祥院の社寺とともに入江・木村など武田氏給人とおぼしき者への年貢・段錢負担義務を負っていたことからもうかがえる。なお、野崎氏は武田氏から買地安堵をうけている限りに於いて武田氏給人といふことができるから、右の事実は、武田氏給人が相互に重層する得分権を分有することを意味する。若狭ではかかる事態が意外に進行していたのではなからうか<sup>26</sup>。

土豪層に属する田辺・野崎両氏の事例をもって国人領主も含めた給人全体の土地売買を論じることには多少の問題もあるが、売券を通覧すれば、程度の差はあれ知行分の絶えざる変動、及び収取関係の複雑化は、国人級給人にもみられたと考えられる。

## 第二章 武田氏の買地安堵

### 第一節 武田氏による買地安堵の確立

入間田氏は前掲論文において、「諸寺院の寄進状、売券類に十五世紀後半から出現する公方罪科文言の主格は、地頭や在地領主などではなく、明らかに守護武田氏であり、「この地域における土地の売買・寄進が武田氏による保護」傘下にあった」とされている(一五八頁)。この所論で無視されていることが二つある。すなわち、幕府による買地安堵の存在と、在地領主によるそれである。まず前者について、その証左を示す。

F③一 片山太郎左衛門尉正次(文明七) 九十八御料所若州富田公文

賀茂庄司森雅楽助借物五十貫文、質券之地若州賀茂庄年貢、本

利相當分、任借書正文、可收納之由御奉書事御右旨

①一 片山太郎左衛門尉正次(文明八) 四九御左符

芝田二郎左衛門預銭 四十六卅貫文事、一向無沙汰云々

同前(清泉州)

① 由辺四郎右衛門尉貞次 同日(文明十・九・廿一)

若州山東郷内 別領名、友清半名、講願寺田、大田極楽寺田、菅浜福林寺田 任買得当知行之旨、

可申請御下知 云々

② 若州山東郷番頭包松(文明十六)

一つくて山 文明八年 買得之處、去年より孫三郎押領、

(三筆略)

被召出彼等、可預御糾明之由 云々

これは、幕府法廷にもち込まれた売買貸借関係の訴訟を記録した「政所賦銘引付」の中から、訴人と論人(①・②)、又は訴人と論所・対象地(③・④)がともに若狭に關係のあるものに限って抄出したものである。<sup>28)</sup>これによれば、文明年間の若狭においては、武田氏給人から番頭クラスの百姓に至る幅広い階層の間で、土地売買の保障者、貸借にかかる係争の調停者として幕府(將軍)を明確に意識していたことが知られる。ここで、売券にみえる徳政文言をみてみよう。表Ⅲは、徳政文言のみえる売券の比率と徳政の種別について、武田氏による買地安堵件数と合わせて年代別に整理したものである。絶対数が少ないためその信頼性に問題は残るが、一五世紀中は徳政文言のみえる確率が高いこと、及び徳政種別としては天下一同徳政が多いこと、が認められよう。これは、この時期に若狭の土地売買当事者にとって、幕府の発布する徳政が、のちにみられるようになる武田氏の徳政(國中徳政)よりも相対的に強く意識されていたことの表象ではなからうか。以上のことから、一五世紀段階においては、若狭の諸階層にとっ

表Ⅲ 武田氏治政期の徳政文言と武田氏の買地安堵件数

期 間	買地安堵件数	売券数	徳 政 文 言		
			売券数	比 率	
1456～1469	—	6	1	} 25%	天下一同
1470～1483	—	2	1		天下一同
1484～1497	—	14	3	} 21%	同中一地
1498～1511	—	5	1		天下一同
1512～1525	8	7	1	} 5%	中 国
1526～1539	6	15	—		
1540～1553	8	11	1	} 6%	天下一同
1554～1567	—	7	—		

て、幕府権力が土地売買保障者としてまだ確実に意識され、現実に機能していたことは明らかであろう。しかし、一六世紀に入ると、「政所賦銘引付」に続く「賦草案之引付」・「披露条々事」・「別本賦引付」・「蜷川親俊日記」・「雑記」など明応から永禄期に至る幕府政所沙汰關係諸史料のいづれにも、前にFを抄出した条件を満たす若狭

關係記事が見当らなくなる。これと符合するかのよう、表Ⅲによると武田氏の買地安堵例が一六世紀に入ってから急増する。水藤氏がさまたまな角度からの検討の結果、一五世紀末一六世紀初頭を武田氏の戦国大名化の画期とされたのは至当な見解であり、武田氏による買地安堵の急増は、幕府による安堵機能を凌駕して、若狭における事実上最高の土地安堵権を確立したことを物語るものといえよう。さて、人間田氏は公方罪科文言の主格をすべて武田氏とみなされ

たが、水藤氏は逆に武田氏家臣とされた。氏は若狭における売券の罪科文言の主格として、公方・上様・守護・御屋形様・御代官殿・地頭・領主などを抽出され、上様など明らかに武田氏を指す語は「例外として除」き、他はいずれも同じ存在であるとされた。以前笠松氏は売券の罪科文言の主格としての公方を、領主、地頭と実態的には変わらない、在地に密着した身近な権力、すなわち在地裁判権をもつ在地領主とされており<sup>(30)</sup>、水藤氏はこの笠松説に一致する（但し水藤論文には笠松論文を参照された形跡はない）。しかし、笠松氏の所論は氏自身断わっておられるように、守護の一國裁判権を考察の対象から除外された上でのものである上、水藤氏の論証そのものにも疑問が少なくない<sup>(31)</sup>。同じ勢井村の地を対象とする同村百姓の売券でありながら、罪科文言の主格として公方・上様・御代官殿・時之地頭など多様なものが記されている事実は（長源寺文書二・六・八・一六など）、少なくとも公方を武田氏が在地領主かといった二者択一的、固定的に理解することが無意味であることを示唆するものではなからうか。公方の語に込められる具体的権力は個々の地域、あるいは時期によって区々であり、場合によっては勢井村のように武田氏も代官も含めた、「地下」に対比される公権力を漠然と示すこともあった、と考えた方がよいと思う。したがって、入間田氏のように二、三の事例から一五世紀には若狭の土地売買が武田氏の傘下に入ったとみなしたり、水藤氏のように若狭における買地安堵の主体を在地領主のみに帰してしまうわけにはいかない。罪科文言の多様なあり方を虚心にみれば明らかのように、若狭における買地安堵の主体として、武田氏（上様・守護・屋形）と在地領主（領主）の両者が併存していたのであり（地頭・代官と領主の性格については後述）、このことは後掲表Ⅳ・Ⅴに明確に示される。

以上要するに、一五世紀までは若狭における土地売買の保障者とし

て意識され、現実に買地を安堵していたのは幕府、武田氏、在地領主の三者であり<sup>(32)</sup>、このうち幕府のみ一六世紀に入る頃からその機能を後退させていき、武田氏が領国内最高の安堵権を実質的に確立したと考えられる。なお、在地領主もまた依然として独自の買地安堵を実施していたが、この点については次章で詳述する。

## 第二節 買地安堵の方法

武田氏が給人や社に買地を安堵する場合、前章に掲げた史料BとC、あるいは後掲LとEのように、武田氏当主の判物（宛所が被安堵者でないBは特殊例でその意味は後述）と、武田氏家臣が奉下知状形式で発給し武田氏当主が抽判をすえる買得目録のセットで実施するものも、時間も一般的である。しかし、時には次のような例もある。

G 兵部少輔知行山下分之内田地壹段大、為当寺定燈料買得之由、得其心候、任信家賣券并寄進状之旨、全寺務、永代知行不可有相違之状如件

天文五年<sup>丙</sup>四月廿一日

西福寺

覚阿上人

<sup>(武田元光)</sup>  
沙弥宗勝（花押）

（西福寺文書二九）

B・C、L・Eが一括安堵であるのに対して、これは個別安堵といえよう。表Ⅳは、管見に入った武田氏の買地安堵例（寄進地などの一括安堵も含む）をまとめたものである。

ところでCやEのような形式の文書の発給手順については、水藤氏の綿密な考証がある（前掲論文六九―七一頁）。それによれば、①安堵申請者が奏者（Cの真理、Eの左衛門尉、奏者の呼称については研究の余地がある）に安堵対象を書き上げた目録を提出、②奏者の祐筆



備 考 (判物の安堵文言など)	典 拠
任証文旨、寺領永代不可有相違 (元信袖判、奉書文言はない)	神宮寺 26 仏国寺 1
任大方殿御寄進状之旨、妙興寺知行永代不可有相違	妙興寺 4・5
任証文之旨、永代寺領不可有相違者也 (No 1 に同じ)	神宮寺 30 " 34
目録任御判旨、永知行不可有相違 (目録) (史料 K)	" 36 尊 經 閣
任白井八郎次郎伊胤沽券之旨、可令知行、殊為新寄進、宛行寛阿上人畢	西福寺 13 " 14
白井石見守清胤売券明鏡之上者、任仏国寺殿御判之旨、高野堂殿阿弥永代知行不可有相違	" 15
於向後寄付井寺僧等令買得田地之者、為新寄進、前々可相准者也	明通寺 115 " 116
任慈濟寺御寄進状之旨、妙興寺知行永代不可有相違 (史料 G)	妙興寺 6 西福寺 29
寺家修理之為調法借付之間、縦雖國中徳政延公事以下之法申付、不依高利小利……末代不可有棄破	" 31
任売券之旨、全寺務永代知行不可有相違	" 35
任証文之旨、為寺領前後共仁永代知行不可有相違	神宮寺 43
任先御判等之旨、為新寄進、妙興寺知行不可有相違	妙興寺 8
為新寄進、宛行飯盛寺上坊乘憲僧都畢	飯 盛 寺
為新寄進、条々被相定畢 (目録でなく「条々」) (史料 B・C)	羽賀寺 19 田 辺
(寺内寄宿乱妨停止、諸役免除などを含む判物)	妙光寺 5
目録之趣被成御判上者、永代無相違可有知行 (目録)	谷田寺 7
為扶持宛行沼田菊松丸畢、任沽券之旨、無他妨永代知行不可有相違 (史料 L・E)	西福寺 48 " 49 野 崎

が目録と安堵文言を清書して武田氏当主に提出、③当主の祐筆が安堵判物の本文を清書、④決裁の日に祐筆が日付を入れて当主に提出、⑤当主が判物と目録の袖に加判、⑥目録に奏者が自署して発給、となる。これに一つ加えるとすれば、申請者は必ず売券等の支証をあわせて提出し、武田氏による審査をうけたはずである。このように、武田

氏による買地安堵は、安堵をうけようとする者の申請から始まるという点を、自明のことのようであるが確認しておきたい。すなわち、戦国大名の買地安堵は(どの種の安堵も同様)、けっして何らかの政策的意図のもとに統一に行われるものではなく、大名にとってはあくまでも受動的なものであり、また個別的臨時的なものであった。<sup>333</sup>

表Ⅳ 武田氏の買地安堵

No.	年 月 日	安堵者	被安堵者	安 堵 方 法		安 堵 対 象
				判物	目録(発給者)	
1	永正 10.11.19	元 信	神 宮 寺	○	—	当寺諸寄進買得田畠山林等
2	" 14.12.20	"	仏 国 寺	—	南 部 家 行	御買得所々
3	" 15.12.13	"	妙 興 寺	○	粟 屋 元 隆	遠敷郡内所々買得田地
4	" 16.11.19	"	神 宮 寺	○	—	在々所々寄進買得田畠山林等
5	大永 3.11.17	元 光	"	○	—	(No.1に同じ)
6	" 4. 8.26	"	香川大和守	—	新左衛門尉光経	鳥羽庄内買得之田地
7	" 4.10.23	"	西村次盛	○	—	遠敷郡今富庄多田村新田壹反百歩
8	" 5. 3. 1	"	西 福 寺	○	四郎兵衛尉膳忠	賀茂庄半濟一円散在買得
9	" 5. 9. 5	"	高野堂殿阿弥	○	(註文別紙在之)	賀茂庄之内龍通寺田地壹段山林屋敷等、并彼在所之内名田買得田
10	" 8. 3.21	"	明 通 寺	○	粟 屋 元 勝	明通寺領并寄進買得田畠山林等
11	" 8. 8.13	"	妙 興 寺	○	(目録別紙在之)	遠敷郡之内買得之田地九段
12	天文 5. 4.21	"	西 福 寺	○	—	兵部少輔知行山下分之内田地壹段大
13	" 5. 9.20	"	"	○	—	西福寺常住借付米銭興行之頼子買得之田畠山林等
14	" 6.11.27	"	"	○	—	藤井保領家分之内下地二段
15	" 8. 8.26	信 豊	神 宮 寺	○	—	(No.1・5に同じ)
16	" 9. 2.23	"	妙 興 寺	○	(目録別紙在之)	(No.11に同じ)
17	" 9. 3.11	"	飯 盛 寺	○	右 京 進	所々別当職并買得等
18	" 9. 6. 1	"	羽 賀 寺	○	粟 屋 光 若	寺領并諸寄進買得田畠山林等
19	" 12. 7. 9	"	田辺又四郎	○	真 理	山東郷之内所々買得
20	" 16. 3. 8	"	妙 光 寺	○	—	諸寄進諸買得 など
21	" 19. 6.20	"	谷 田 寺	○	大 和 守	所々買得
22	" 19.10.20	"	沼田菊松丸	○	"	耳庄新庄之内田畠買得
23	" 22.11.10	"	野崎次郎右衛門尉	○	左 衛 門 尉	耳庄之内処々買得

注(1) 寄進地のみを対象とする安堵例は除外した。

(2) 典拠の項の数字は『小浜市史』社寺文書編の文書番号。ただし、No.7は「尊経閣古文書纂」29(東京大学史料編纂所写真帳)、No.17は『大飯郡誌』所載飯盛寺文書、No.19・23は『三方郡誌』所収田辺半太夫文書・野崎胸太郎文書。

### 第三節 買地安堵申請の背景

買主が権力に買地安堵を申請する目的は、いうまでもなく買地に対する他者のあらゆる侵害の排除にある。その他者の侵害の具体的あり様は、売券や買地安堵関係文書に示される。若狭でみられるその種の文言としては、次のようなものがある。

H④万一為本主之由申、寄事於左右、雖及競望、不可能許容者也（神

宮寺文書二六）

⑤某号師弟親類、違乱之輩不可在之者也（明通寺文書一一〇）

⑥沽主雖有相違之儀、不可有異儀（後掲史料し）

⑦但於後日、本名として出錢くわやく等之事申候共、此燈文之旨に

まかせ承引有間敷候（明通寺文書一〇七）

⑧縦雖有本名主職退転之儀、為新寄附之条、更不可有相違（西福寺

文書一九）

④は売地に対する売主本人の、⑤は売主の血縁・法縁の者の、それぞれ潜在的所有権が意識されている。笠松・勝俣氏らは徳政を支える社会的通念として、原始以来の「土地と本主の一体観念」を提示された。<sup>34</sup>この魅力に満ちた説に対して、最近菅野文夫氏は、中世後期には永代売買は買戻しを許さないとする法理が確立しており、しかも、得分権を対象とする中世の土地売買の中に、「土地と本主の一体観念」を措定するのは正しくない、「本主権」が発動されるのは、永代売買が質契約と同質の経済的機能―加地子負担を債務の返済とみなす―を

有するからであり、「非日常的状况」の到来を契機に永代売買が買戻し可能な質契約に転化するのだとされた。<sup>35</sup>勝俣説の弱点をついた好論と思われるが、若干の疑問もないではない。氏は「塵芥集」が一三世紀の相論と「寸分の狂いもな」い原則によっていわゆる両売を禁止しているのは、永代売買における請戻し権を否定する社会的通念が中世を通じて一貫して存在したことを示すものと評価されているが、翻って、三世紀も経ってなお分国法によって両売を禁じなければならぬ程に「本主権」が根強く存在し続けたとの解釈も可能ではなからうか。また、中世の土地売買が得分権を対象とするものであるとの指摘はその通りであるし、そこに勝俣氏のいわれる開発地に対して開発者のもつような「呪術的土地所有観念」を措定するのも確かに問題であろう。しかし、次の売券（妙楽寺文書一九）をみてみよう。

#### I 永代賣渡富田郷田地之事

合壹段者 分米立右六斗 在所  
生寺前高田也

右田地者、雖為重代相伝、依有要用、直錢五貫文仁賣渡所実正明白也、但已前之沽券者参段壹通仁買候間、其内書拔壹段賣渡上者、毎年本役錢貳百文、公方江納所候而、後々末代可有知行者也、（罪科  
文言略）

永禄九<sup>丙</sup>年十一月廿一日

宝泉坊  
快栄（花押）

西蔵房栄瑜 まいる

右の売買は加地子を対象とするものであり(㉔)、それは以前買得したものであるが(㉕)、売主快米はこれを重代相伝の田地と称している(㉖)。つまり、たとえ得分権を対象とする売買でも、売買当事者にとつてはあくまで土地の売買と意識されており、また、買地であっても何年前の買地かは不明であるが文字通り数代も前ではなからう。「重代相伝」の地に転化し得たのである。そこに、呪術的意味ではないにせよ、菅野氏のいわれる質契約とは別の、「本主権」になり得る、成熟した「土地」所有権を認めることはできないだろうか。

H-㉔を理解する上できわめて示唆的なのは、「塵芥集」の次の条文である。

J-<sup>(九八条)</sup>はいとくの所帯、書きたしをとり、ちきやうせしむるところに、

くたんのしよたい、ようく有によつてうり地になす、しかるに、  
うりぬしきいくわあるのとき成敗をくわへ、所帯等けつしよせしむ、とかにんのうり地たるにより、おなしくけつしよになる、

(下略)

<sup>(九九条)</sup>一書きたしをとらざるかい地の事、かのうりぬしとかあるのゆへ、

けつしよの地となる、(下略)

ここから、売主が罪科を得た場合、彼の売地も闕所となる原則が存在すること、そしてこの原則は伊達氏の書下による安堵によつて否定され得ること、が指摘できよう。伊達氏領国に比べてはるかに職の分化が進展していた若狭においても、「塵芥集」とまったく同じ法理

が生きていたことを、H-㉔は示している。すなわち、売主に「相違之儀」があつても彼からの買地にその影響が及ばないことを武田氏が保障したものであつて、沽却地と売主の一体観念を前提とするものといえよう。<sup>(36)</sup>H-㉔はこの観念が本名主と名拔地の間にも存在したことをうかがわせるものであるし、H-㉕は本名主の名拔地に対する潜在的支配権を示すものである。買地安堵の例ではないが、永禄九年(一五六六)武田義統は白井勝胤に給地を宛行う際、「自然立帰先領主、雖企如何様之愁訴、一切不可能許容者也」と述べている。<sup>(37)</sup>これはおそらく「先領主」の「本主権」にもとづく愁訴を想定し、武田氏がこれを否定したものである。かかる「本主権」の主体が、H-㉔、㉕のごとく売主本人及びその縁類なのか、あるいはH-㉔から類推されるように売主以外の者(より以前の本主)なのかは必ずしも判然とせず、その究明は今後の課題とせざるを得ないが、「土地」内実は得分権であつても土地と意識される一と人の一体観は、戦国期の若狭においても根強く潜伏していて、それが、たとえば売主の闕所といった「非日常的状况」の到来を契機に頭をもたげようとする状況が存在したことは認めてよいように思う。これが、買主をして武田氏に買地安堵申請をさせた原動力の一つであつたと考えられる。一方、武田氏にとつてみれば、彼の買地安堵は客観的、結果的には、そうした観念を徹底的に粉碎して、自己の判物を領国における土地所有確認の最高の法的根拠に位置づけようとするものであつた。

なお、買主の権力への安堵申請のより基本的背景は、加地子負担者Ⅱ百姓と買主の間における矛盾にあつたと考えられる。この点に関する確な徴証は示し得ないが、白井伊胤が賀茂庄内の田地を売却した売券(西福寺文書四)に「為其賀茂庄百姓等請人而判形加へ長賣渡候」

とあって、同庄百姓が請判を添えた例がある。これは加地子収取の可否がまさに百姓の動向にかかっていたことを物語るもので、買主にとって売券のみではけっして樂觀できたわけではなかったのである。買得分の安定的確保のために権力の保障が希求される所以である。

### 第三章 買地安堵と大名領国制

#### 第一節 買地安堵と知行制

戦国大名は、軍役体系の根幹にかかわる家臣給地の売買を原則的に禁止することが多く、武田氏も例外ではなかった<sup>43)</sup>。しかし、既述のように武田氏給人の土地売買は広範にみられ、給地を対象とする売買も珍しくなかった<sup>41)</sup>。このような給人所領の変動は、戦国大名にとってできるだけ正確に把握したいはずである。この欲求は、前章で述べたように、買主の申請をうけて実施する買地安堵によって、限界はあるにせよ一定程度実現するところとなった。本節では、武田氏が買地安堵によっていわば図らずも掌握することとなった給人買地をどのように処理したか、またそれは知行制との関連でいかなる意義があるのか考えてみたい。

K 若州遠敷郡今富庄多田村新田之内壹段百歩事、任沽券之旨、為給分

宛行西村与三右衛門尉次盛畢者、永代知行不可有相違状如件、

大永四年十月廿三日

(武田元光)

(花押)

この文書(表IV No. 7)で、武田元光は西村次盛の買地を安堵するの  
に、「為給分宛行」という表現をとっている点が目される。これ

は表IV No. 22の武田信豊判物に「為扶持宛行」とあったり、寺社に対する買地安堵を「為新寄進宛行」(表IV No. 8)などと表記するのと軌を一にするものである。同様の例は若狭周辺にも容易に見出し得る。たとえば越前の朝倉孝景は、永正一年六月三日付三田村小三郎宛判物<sup>42)</sup>の中で「所々買得目録封裏訖、仍為新恩知行不可有相違」と述べているし、美濃でも同一五年九月二日付土岐政房判物に「令買得田地等之事、為新給可全領知」とみえる。これらに共通する論理は、売買という、純粹経済的私的行為によって生じた買地を、大名側は「給分」・「扶持」・「新恩」にすり替えて、これを「宛行」という封建領主権の発動によって「安堵」し、知行制に組み込もうとするもので、いわば買地の給地化といえる<sup>44)</sup>。

それでは、武田氏はこのようにして安堵した給人の買地をどうしたのであろうか。

し若州三方郡耳庄之内、野崎次郎右衛門尉抱分買得付永作職之事<sup>1) 録別</sup>

沽主雖有相違之儀、不可有異議、并國中買地方臨時之諸役申付族

雖在之、不混自余令免除者也、然者任支證目録親讓之旨、無他妨

永代知行不可有相違之状如件、

(武田信豊)

(花押)

天文廿二年十一月十日

これは前掲史料Eと対をなす武田信豊の買地安堵状<sup>45)</sup>であるが、この中に「國中買地方臨時之諸役」とあるのが注目される。これによって、武田氏は「買地役」とでも汎称し得るような賦課を実施していたことが知られるのである。ちなみに朝倉氏も「買得目録十分一」という、おそらく朝倉氏の安堵に把握した買得目録に算出確定された得分を規準

とする役を賦課していた。<sup>ed6</sup>

以上のように、武田氏や朝倉氏は、買地安堵によって掌握した給人の買地を知行制の中に明確に位置づけていたのであるが、先に指摘したように、この買地には農民的所職、中間得分権が含まれていたことは改めて注意する必要がある。この点を、前掲史料Dに即して再検討してみよう。すでに述べたように、野崎氏はこの買得の結果大塩氏との間に年貢負担關係を生じた。大塩氏の取得分がどの程度武田氏によって把握されていたかは別にして、弥三郎↓俞時↓野崎氏と転売された作職得分は、少なくとも俞時、又は野崎氏が武田氏に安堵申請しない限り、武田氏の知るところではなかったはずである。この得分は、野崎氏が七年後に武田氏からうけた買地安堵の対象には含まれていなかったが（前掲史料E参照）、もしこれが武田氏から安堵されるに至るとすれば、それまで大塩氏の取得分の背後に隠れて武田氏の眼に触れなかった中間得分が、野崎氏の買地という姿で武田氏の前に現われ出ることを意味する。

かくして、武田氏の買地安堵の意義は次のように考えることができる。すなわち、買主の申請にもとづく受動的なものであったにせよ、在地に形成されたさまざまな剰余を、重層したまま並列的に把握して知行制に組み込むことを可能にしたのである。いわば、武田氏は領国における加地子売買の盛行の中に身を委ねたままで、結果的に知行制の基礎の量的拡大を実現し得たのである。

## 第二節 在地領主の買地安堵と大名権力

M 「(端裏書) 為心得書留 上書押紙有之

塩濱寺昇同補任

以上布施肥後守殿へ渡沽券補任のうつし」

永代賣渡申塩濱之事

(兄)  
合老上者

右件塩濱者、雖為見定大夫先祖相傳私領、依有要用、限永代七貫伍百文ニ、三宅孫右衛門尉殿ニ賣渡申所実正明白也、殊公方年貢相副賣渡申上ハ、於此下地不可有相違候、若号子々孫々違乱輩在之、為領主堅可預御罪過者也、仍永代賣券状如件、(着脱カ)

延徳二年<sub>壬</sub>八月十六日

甲崎南村見定大夫  
彦三郎判

見定散田内、塩濱寺昇、永代賣渡申者也、但在所者、鼻のわき八昇目也、然上ハ令補任所之状如件、

明應七年<sub>壬</sub> 畑田修理亮

九月七日 賢清判

三宅孫右衛門尉殿

(裏書略)

この文書（妙楽寺文書三）は、端裏書、及び天正四年二月六日布施実茂売券等請取証文（同文書二四）によると、布施実茂の親が妙楽寺快樂に預けた錢を快樂が返済できなくなったため、その代償として妙楽寺から実茂へ塩濱一昇の売券と「補任状」を渡すことになった際、妙楽寺が書留めた写しである。さて、後半の「補任状」に当る部分は、この場合必ずしも明確ではないが、後掲表Vに示す他の例と同様、買

安 堵 対 象	備 考 (安堵文言など)	典 拠
甲崎南村塩浜壹昇	(史料M)	妙楽寺 3
賀茂庄半済一円散田五段半	売券相副令補任訖	西福寺 5
太良庄本所方鳴滝村山畠	彼者任売券之旨、孫権守口相違可為知行候 (無)	高 鳥 居
国富庄地頭分犬熊野浦田地貳段	(地頭政所瑞泉の寄進状の袖判)	犬熊区有 1
太良庄半済方助国名四分一	為此売券補任、永代知行不可有相違者也	高 鳥 居
国富庄地頭分羽賀村貞永名四分壹田地壹段	永代買得、同任代々相伝支証、年貢等勤之、奥坊台尊永知行不可有相違之旨、被仰下畢	羽賀寺 16
宮川保新保村中島名抜地小	けいそん孫太郎前より売けんの状之旨ニまかせ、林五郎左衛門尉ニ宛行所実也	龍泉寺 1
末野田地壹段	某知行分末野 <small>ヲクノ同名庄司三郎</small> 抱分之内、田地壹段御買得之由候、……………為後日宛状如件	谷田寺 4
飛川村田地壹段	飛川村平大夫抱之内田地壹段御買得之由、得其意候、……………仍補任之状如件	妙興寺 7
富田郷田地四段(2筆)	右肆段買得云々、……………仍補任状如件	妙楽寺 12
鉢興寺田辺屋敷東郷田地壹段	(中村親毘の寄進状の袖判)	明通寺 125
富田郷柄在家名田地參段大	任彼証文并寄進状之旨、永代知行不可有相違之由、被仰出候、仍令補任状如件	妙楽寺 14
富田郷内田地壹段	彼任沽券之旨、永代知行不可有相違之由、被仰出者也、仍令補任之状如件	谷田寺 5
(No. 9 に同じ)	妙興寺二位公江寄進申之由、得其心候、……………永知行不可有相違者也、仍補任之状如件	妙興寺 9

主三宅氏に対してその買得分を安堵した、買地安堵状といえる。この補任状の発給者畑田氏は、当該塩浜があったと思われる甲崎浦に埴城を構えていた武士で、彼こそ前半の売券の罪科文言にみえる「領主」にあたると思われる。<sup>47)</sup>すなわち、罪科文言で武田氏以外に処罰者としてあげられている在地領主も、確かに買地安堵を実施していたのである。表Vは在地領主による買地安堵例を、寄進地安堵とあわせてまとめたものである。これによれば、形式としては「補任状」・「宛行状」がもつとも一般的で、時に寄進状袖判(No. 4・11)や、被官奉補任状袖判といった(No. 6・12・13)、武田氏とまったく同じ方法もみられた。また安堵者自身が売主である場合は、売券とは別に宛行状を出すか(No. 2)、売券の中に「補任文言」を記すなどしている(No. 5)。

ところで、売券の罪科文言には領主の他に地頭・代官もあったが(前章)、「或領主或代官等」(万徳寺文書五)のごとき表現から、領主と代官は別の存在とみられる。<sup>48)</sup>代官が、語のもつ本来の意味からも、たとえば武田氏直轄領の代官のような存在で、在地性が比較的弱く、単なる年貢徴集者にすぎないと考えられるのに対して、領主は、たとえば三方郡常神社の上棟遷宮式で中心的役割を演じた「領主」南部膳行のように、おそらく年貢収取者としてより村落に密着した支配を実現していた在地領主にふさわしい名辞である。表Vの安堵者のうち、先述した畑田氏の他、賀茂庄の白井

表V 若狭における在地領主の買地・寄進地安堵

No	年月日	安堵者	被安堵者	安堵方法
1	明応 7. 9. 7	畑田賢清	三宅孫右衛門尉	補任状
2	永正 3. 4. 11	白井伊胤	三郎五郎	宛行状
3	" 10. 11. 3	桑[ ] (原元正)	孫権守	(関連文書に「宛状」)
4	" 12. 3. 19	某清光	(得良御前神社)	寄進状袖判
5	大永 4. 6. 1	山県勝政	? (孫権守カ)	(売券に「補任」の文言)
6	享祿 2. 正11	某清光	奥坊台尊	浄泉奉安堵状袖判
7	" 4. 11. 1	粟屋元行	林五郎左衛門尉	宛行状
8	天文 6. 4. 6	寺井家忠	谷田寺上坊	"
9	" 7. 2. 2	"	?	補任状
10	" 7. 12. 13	? (= No 13)	西蔵坊	"
11	" 10. 12. 20	武田信当	明通寺	寄進状袖判
12	" 12. 3. 7	?	西蔵坊快栄	雲外庵納所代奉補任状
13	" 13. 6. 24	? (= No 10)	谷田寺奥坊重増	光文永 職連署奉補任状袖判
14	" 15. 3. 13	寺井家忠	妙興寺二位坊	補任状

(注) 典拠の項の数字は『小浜市史』社寺文書編 (No. 4のみ諸家文書編二) の文書番号。ただし、No. 3・5は京都大学文学部陳列館架蔵影写本「高島居文書」。

野・飛川村の寺井氏<sup>(53)</sup>についてはいづれも安堵対象地の「領主」であった徴証が認められるし、国富庄の某清光 (No. 4・6) と富田郷の某 (No. 10・13、12も同じであろう) も、同一地域で二度買地安堵をしているので、やはり「領主」と考えてよからう。

それでは、この「領主」の買地安堵と武田氏のそれとはいかなる関係にあったのだろうか。表V No. 2で自らの沽却地について宛行状を発している白井伊胤は、その売券の罪科文言で「此以證文、御屋形様之御前にて盗人可有御成敗候」として、武田氏による処罰を示して違背なき旨を誓約している (西福寺文書四)。この例からすると、「領主」の買地安堵は武田氏により高次の保障を前提にしており、両者はいわば重層関係にあるといえよう。

しかし、この場合は売主が「領主」自身であるから、彼の違犯行為を処断するのは水藤氏の指摘の通り武田氏以外にはない。また、罪科文言に「御屋形様」の文言が記されることが、そのまま武田氏の買地安堵をうけることと同義でもない。事実、白井氏の沽却地が安堵対象となったのは、売買から一九年後のことであって (表IV No. 8)、この間武田氏は、白井氏の土地売却、買地安堵の事実は預り知るところではなかったし、買主三郎五郎にとって買地の保障は、白井氏の売券と宛行状のみ (これに賀茂庄百姓の請判が加わることは既述) であったと思われる。史料Mも、売券と補任状が



セットで塩浜所有権の移譲の際の支証とされている。これは、武田氏の安堵判物が存在しなかったことを示唆する。要するに、「領主」の買地安堵は、むしろ武田氏の安堵権を原理的に排除するものではないけれども、現実にはそのみで買地を保障する法的機能を果たしていたと考えられる。そのことは、何よりも彼らの買地安堵が補任状、宛行状という、封建領主権を直截に表現する形式をとっていた事実が雄弁に物語っている。

しかし、白井氏の安堵した買地がのち武田氏の安堵対象となったように、「領主」のいわば「補任圈」に属する買地が、その後の買主の安堵申請によって武田氏の掌握するところとなる事態もみられた。

N

(武田信豊)  
(花押)

飯盛寺上之坊乘憲僧都相抱所々別当職并買得等目錄之事

(別当職にかかる二ヶ条略)

(加斗止)  
一同半済之内白屋名分之事 補任在之

一同国貞名之内壹段付今徳名之内壹段 何モ補任状在之

右、任證諸等之旨、永知行不可有相違之由、被仰下所如件、

天文九年三月十一日

右京進(花押)

これは、飯盛寺乗憲の所持する別当職及び買地を武田信豊が安堵したものであるが(表IV No.17)、買地にかかる後半二筆に「補任(状)在之」とあり、これ以前に加斗庄半済方「領主」による買地安堵がなされていたことが予想される。武田氏は、これをいわば大名としての安堵権によって確認保障したものであり、これは、「領主」の買地安堵機能の大名権力への包摂を意味するものといえよう。越前朝倉貞景

が裏判によって安堵した洞春院寄進買得目錄に「売券瓜生殿裏判在」とみえるのも、同様の事情を物語るものといえよう。

武田信豊は父元光のあとを襲って家督を嗣いだ天文八年(一五三九)、神宮寺の「諸寄進買得田畠山林等」を安堵する判物(表IV No.15)において、「就其領主等替目各々依無判形、雖為競望、不可能許容者也」と述べて、おそらく「領主」の代替り、もしくは改替によって「判形」補任状のない買地であっても、そのことを理由に競望に及ぶのを禁止している。これは「領主」の補任状がない買地の所有権の不安定性を示すと同時に、武田氏が、自らの判物がそれら「領主」の補任状を超越する安堵機能を有することを宣言するものであった。

ところで、先に掲げた史料A/Cにいま一度注目してみよう。Cだけは他の武田氏の買地安堵例と変わるところがないが、A・Bは直接被安堵者田辺氏に発給せず、熊谷三郎兵衛尉を介した間接的安堵の形式となっている点にまず注意をひく。これは、田辺氏が武田氏の直臣ではなかったことによるものと思われ、おそらく、熊谷氏の被官か、そうでなくとも熊谷氏の政治的支配下にあったと考えられる。次に、Cの二筆目に「熊谷出雲守一行在之」とあるのが注目される。この熊谷出雲守は前後の記載から「活主」に当ると思われる。また「一行」は、史料Nなどから補任状のことではないかと推測される。つまり、熊谷出雲守は宗景名一反を田辺氏へ売却すると同時に、同地の「領主」としてこれを安堵したものである。熊谷三郎兵衛尉と同出雲守の關係が明確でないが、田辺氏が熊谷氏の支配下にあったことは認めてよからう。田辺氏はその熊谷氏の頭越しに、熊谷氏からの買地も含めた買得分を一括して武田氏に安堵申請し、これをうけた武田氏は、熊谷氏の立場を考慮して直接田辺氏に判物を下すことを避け、敢えて熊谷氏を通じての間接的安堵にとどめた、との想定も不可能ではなからう。

このことが認められるとすれば、「領主」の「領」の中に武田氏の安堵権が何らの障害もなしに侵入し得たのではなく、それは武田氏と「領主」の関係によって規定されるものであったといえよう。

○一又ひくわんのかい地、ちきに書くたしをなすのとき、しう人かのしよたいにけいはういたすへからす、かきのするところのしそんのしんたいたるへき也、

右の「塵芥集」第一〇三条によると、伊達氏陪臣がその主人の頭越しに直接伊達氏の買地安堵をうけようとする志向、そして、これをその主人伊達氏直臣が阻止しようとする動きのあったことがうかがえる。武田氏の田辺氏に対する買地安堵も、そうした状況における一つの妥協的方法であったとも考えられる。

武田氏の安堵権が在地領主の「領」内に及ぶいま一つの契機として、買主が武田氏と直接関係をもつ者である場合が考えられる。たとえば、芝田氏の倅者弓削与一は、芝田氏の「一行」を副えて田地二反を内藤高持に売却し、内藤から同地を買得した明通寺がその売券を「御屋形様元光御披見」に入れてその安堵をうけるに至った（明通寺文書一三・一一六）。これは最終的買得者明通寺が武田氏祈願寺（同文書五九など）という、武田氏と密接な関係をもつ寺院であったため、安堵申請が武田氏に出された結果、芝田氏の「領」内の地が、明通寺買地という形で武田氏の把握するところとなった例といえよう。

以上のようにして、武田氏の安堵権は次第に在地領主の「領」を侵蝕しつつあったと思われるが、くり返し述べたように、武田氏の買地安堵はあくまでも受動的なものであり、おのずと限界があった。武田氏による領国内の一円的買地安堵体制が最後まで実現しなかったこと

は、表Vの示すところである。

### むすび

以上、冗漫な叙述を連ねたので、本稿で述べたところを要約し、あわせて残された課題を示しておきたい。

室町戦国期の若狭では加地子を対象とする土地売買が広範に展開しており、その渦中にまき込まれた武田氏給人の知行内容は量的に不断に変動するとともに、収取関係の複雑化もみられた。かかる給人の知行分を、武田氏は統一的施策—たとえば検地のよう—をもって上から掌握する手段はもち合わせていなかったが、「土地と本主の一体観念」、あるいは加地子負担者たる百姓との対立矛盾などが背景となっており、買主から武田氏のもとに買地安堵申請が出されてくる。これに对应する形で実施される武田氏の買地安堵は、受動的個別的臨時的なものであったとはいえ、その対象に加地子得分権が少なからず含まれていることによって、それまで武田氏の目に触れなかったさまざまな在地剰余を、買地という形で、たとえ相互に重層する所職でもこれを並列的に把握し、知行制の基礎に組み込むことが可能となった。このような知行制のあり方は、いわば中世的職秩序をそのまま容認し、その固定化の上にはじめて安定的に維持されるもので、いわゆる一職化を目指すべき封建権力としてはむしろ反動的ともいえる。しかし、後北条氏・甲斐武田氏・今川氏などのように検地を実施した形跡のない若狭武田氏や朝倉氏にとって、給人間でさえ重層する職を分有することもあり得た状況の中で、複雑な在地剰余を最大限に権力のうちに吸収する方策としては、もっとも現実的かつ有効なものであった。だからこそ武田氏も朝倉氏も、買地のみを対象とする役まで設定してこれを重視したのである。

買地安堵は買主による安堵申請をまっして実施されるという基本的性格ゆえに、その申請が武田氏のみに出されるとは限らず、文明期頃までは幕府に出されることもあった。一六世紀に入ると幕府権力は後退したものの、在地に密着した支配を実現している在地領主による買地安堵は、武田氏のそれと並行してみられた。彼らの買地安堵は「補任」「宛行」というその形式に象徴されるごとく、封建領主権の行使として実施されるもので、そのみで買地保障の法的機能を十分果たし得るものであった。

しかし、「領主」支配下の土豪の中から直接武田氏の安堵をうけようとする動きもみられるようになり、あるいは他の武田氏直臣や祈願寺など武田氏と直接関係のある者に買得された場合には、武田氏に安堵申請が出され、これまたそれまで武田氏目に触れなかった「領主」の「領」内の土地（剰余）が新たに把握されるに至るのである。

かくして武田氏の買地安堵は、知行制の基礎的量的拡大をもたらすのみならず、領国内在地領主のテリトリー侵蝕にも道を開くものであった。ただし、あくまでもそれは武田氏の側から政策として強行し得るものではないという限界があり、「領主」による買地安堵が消滅することにはなかった。

本稿でふれ得なかったことは多々あるが、もっとも重要なのは、研究史で重視されている徳政との関連である。徳政文言の消滅と買地安堵急増の時期的一致といった皮相的指摘にとどまるのでなく、武田氏の徳政そのものの究明が先決であろう。また、入間田論文でも力説されているように、戦国争乱における両極をなす「公方」と「地下」のうち「地下の沙汰」についてはまったく言及できなかった。戦国期の買地安堵は大名・国人・村落の三つのレベルのそれを有機的に関連させて考えることが不可欠だと思われるが、貧しい力では若狭において十分検証し得なかった。いずれも、史料の制約を克服する方法論の練磨によって解決すべき課題であろうが、若狭以外に同様の経済発展が

みられる地域の事例研究をすすめることも一つの方策であろう。これらについては他日を期したい。

#### 注

- (1) 代表的なものとして以下の諸論稿がある。笠松宏至「中世の政治社会思想」(『岩波講座日本歴史7 中世3』岩波書店、一九七六年、のち同『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年、に所収)、村田修三「惣と土一揆」(右掲岩波講座)、脇田晴子「徳政令と徳政免除―所有の論理をめぐって―」(『橘女子大学年報』四、一九七六年、のち同『日本中世都市論』東京大学出版会、一九八一年、に所収)、勝俣鎮夫「地発と徳政一揆」(同『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年)、同「一揆」岩波書店、一九八二年、中部よし子「戦国時代における地方大名の徳政とその背景」(『日本歴史』四二六、一九八三年)。
- (2) 『地方史研究』八〇、一九六六年、のち藤木「戦国社会史論」東京大学出版会、一九七四年、に改題して所収。
- (3) 「戦国大名後北条氏における知行制」(後北条氏研究会編『関東戦国史の研究』名著出版、一九七六年)。
- (4) 「戦国・織豊期徳政の一形態」(『国学院雑誌』七七―八、一九七六年、のち下村「戦国・織豊期の社会と文化」吉川弘文館、一九八二年、に所収)。
- (5) 「戦国大名今川氏の徳政について」(木村修一先生喜寿記念論文集2『日本文化の社会的基盤』雄山閣、一九七六年、のち有光有学編『今川氏の研究』吉川弘文館、一九八四年、に所収)。
- (6) 『一揆5 一揆と国家』東京大学出版会、一九八一年。
- (7) 「戦国時代の加地子」(赤松俊秀教授退官記念『国史論集』文功社、一九七二年)。

- (8) 「若狭武田氏の消長」(『一乗谷史学』一二、一九七六年)。
- (9) 『戦国武士と文芸の研究』桜楓社、一九七六年、第三章「若狭武田氏の文芸」。
- (10) 「武田氏の若狭支配」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二、一九八三年)。
- (11) 水藤氏より一〇通多いのは、氏が武田氏治政期に属さないという理由で除外されたと思われる天正期の五通と、高鳥居文書(京都大学文学部影写本)四通、野崎文書(東京大学史料編纂所影写本)二通、沽却目録の体裁をとるもの一通(『小浜市史』社寺文書編所収、西福寺文書 四七号以下同書所収文書は「西福寺文書 四七」のごとく略記)の計一二通を追加し、氏の収集分から、本来越前敦賀郡西福寺に伝来したと考えられる二通(西福寺文書六・七)を除いた結果である。
- (12) 例外的に無姓者で「給人」とした者が、a「生守村左衛門有景」(明通寺文書九五)、b「与次郎殿様」(同文書九六)、c「三郎五郎殿」(西福寺文書四)の三人いる。aは連券にあたる売券(明通寺文書一二〇)で「生守左衛門有景方」の尊称が付されていること、及び花押をもっていることから生守村の土豪と考えた。bは売主杉行茂からかかる尊称で呼ばれていることから、行茂の同族、もしくはそれ以上の地位にある者と思われ、無姓の一般百姓とは考え難い。cは白井伊胤が五反半の田を売却した相手であるが、その沽価二貫文は七五件(二貫文は七五件)の売買例中二位に当る高額なもので、これも百姓ではないと思われる(白井一族かも知れない)。
- (13) 名拔地は一般には本年貢・公事を名内の他の耕地に転嫁して売却されるところに生じるものであり、年貢・公事負担義務がないという意味では領主得分と同質とみなし得る。しかし、若狭においては、たとえば富田郷柄在家名拔地三反大が本役三石と段銭の負担義務付きで売買・寄進されていたように(妙楽寺文書一三〇一五、一八)、必ずしも一律には扱えないの

で、一応独立させて整理した。なお、名拔地はそうした収取関係にかかわらず、名主加地子から派生したという意味で、私はその本質は農民的得分と規定すべきであると考ええる。

- (14) 永禄六年(一五六三)越前から侵攻した朝倉軍を三方郡佐柿城(国吉城)で迎え撃った粟屋勝久の活躍を記した「佐柿国吉之城粟屋越中以下籠城次第」(『改定史籍集覽』一三三、『三方郡誌』にも所収)は、奥書によると、この戦闘に参戦した田辺半太夫が著したものである。同書は佐柿城に籠城した「地侍」を列記するが、その中に山上村の田辺孫左衛門、菅浜村の同勝安・長助、及び佐田村の「我々」(田辺半太夫一族)がみえ、山東郷内各地に田辺一族が蟠踞していた様子がうかがえる。但し、郷規模の國人領主というより、近世になると帰農する村落土豪層とすべきであろう。
- (15) 年月日欠(後欠)御賀尾浦刀禰人質売却雜物注文(福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会編『若狭漁村史料』所収、大音文書三三九号)。
- (16) 『実隆公記』文龜二年六月二〇日条。
- (17) Cの一筆のうちAに直接みえないのは七筆であるが、この中で龍門寺よりの買地を除く宗景名内の三筆をAの「宗景名一円」に含め、倚竹庵・万大夫から買った畠一所をAの「円旭沽却畠一所」に比定すると、残りは万大夫及び佐田村百姓中からの買地三筆となり、これが「新儀に買徳三ヶ處」に当る可能性がある。なお、『三方郡誌』所収文書に誤読がまみられることは、後掲史料Fが同書所収のものは東京大学史料編纂所影写本と校合すると四ヶ所の誤読(廿↓二十もその一例)があることからもうかがえ、Aの文面の不自然さの責任のいくらかは同書にもあると考えられる。
- (18) 永禄四年五月八日某勝長安堵状(『三方郡誌』所収、田辺半太夫文書)。
- (19) 明応元年二月三日世久見惣中山畠売券(『越前若狭古文書選』所収、渡辺文書四号)。田辺氏が世久見浦刀禰であったことは、長享三年四月一日世久見浦枕網中請文(同文書三三三)に、「当刀禰田辺新左衛門尉殿」

とあることより明らかである。

(20) 永禄二(二年)六月一日世久見浦惣中網堵売券(前掲『若狭漁村史料』所収、渡辺文書一号)。

(21) 前掲『佐柿国吉之城粟屋越中以下籠城次第』に、佐野村の野崎備前の名を記す。

(22) D・Eともに、野崎文書(東京大学史料編纂所影写本)。なお、Eは『三方郡誌』にも収めるが、誤読・脱漏がまみられる。

(23) 「若狭郡県志」(杉原丈夫・松原信之編『越前若狭地誌叢書』下所収)巻三、古跡部、下中郡大塩氏城址の項に「在下中郡口田繩村山上、伝言、武田家之属士大塩長門守吉次所築之城址也、所領口田繩・奥田繩・須繩・尾崎及三方郡佐野村等是也」とある。

(24) 大永五年(二月三〇)日弥三郎売券(前掲影写本野崎文書)。

(25) 入江氏は、前掲『若狭郡県志』によると、三方郡田井村に「入江屋敷」があったと伝え、また、永禄一年(一五六八)朝倉氏が若狭に侵攻した際、「田井入江左京」も防戦に加わったとされるところから、田井村を本拠とする土豪と推測される。木村氏に関する徴証はない。

(26) 売買の結果、給人間に重層的収取関係の生じた例として、永正三年(一五〇六)白井伊胤が賀茂庄五反半について本役一石、段銭請料七斗五升の収取権を留保して六石の「徳分」を三郎五郎へ売却した例(西福寺文書四)と、天文五年(一五三六)某信家が給地山下是光名内の一反大を、段銭四五二文の収取権を留保して熊谷直政に売却した例(同文書二七・四二)がある。右の二例は段銭が加地子と同質化したことを意味するもので(藤井氏も前掲論文でこの点を指摘されている)、特に前者においては段銭請料の形で分米の一部に組み込まれており、のちには段銭を対象とする売買さへみられるようになる(同文書四二、明通寺文書一五七・一五八)。かかる加地子化した段銭、領主得分(本年貢)から分割された加地子、さらに

は本文で述べた百姓から買得した加地子などの諸得分権をめぐって給人相互が重層関係になるケースは、給人間の土地売買の盛行(表1によると給人相互の売買頻度は高い)とあいまって意外に多かったのではなからうか。

(27) 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上巻、近藤出版社、一九八〇年、所収。

(28) ④・⑤の片山正次は、文明八年「若州宮河中寺堂田」を、翌々年に大般若経をいずれも明通寺へ寄進しているところから(明通寺文書七四・七六)、若狭人と判断した。⑥の芝田太郎左衛門は寛正三年太良庄尻高名名主に補任された芝田太郎左衛門貞信のことであろう(網野善彦『中世荘園の様相』塙書房、一九六六年、三六六頁)。なお、この他論所が若狭にあり訴人も若狭関係者であってもその訴人が奉公衆や將軍家祈願寺など將軍に直結する場合(本郷氏47・前掲『室町幕府引付史料集成』上巻所収「政所賦銘引付」の条数、以下同じ)沼田氏94・長久寺63)や、論人が若狭関係者であっても(武田氏給人大塩氏2・同熊谷氏108・同山東氏132・小浜問丸88・三方郡世霖庵213)訴人が若狭以外の者である場合は、いずれも幕府に提訴される可能性が高いと考えて除外した。

(29) いずれも前掲『室町幕府引付史料集成』上巻所収。

(30) 「中世在地裁判権の一考察」(『日本社会経済史研究 中世編』吉川弘文館、一九六七年、のち笠松前掲著書に所収)。

(31) 水藤氏はまず罪科文言の主格のうち武田氏を指す語を例外として除かれているが、これはあまりに恣意的であるし、大半が公方と書かれているから他の地頭・領主・代官もすべて公方と同じ存在とみなすのも短絡にすぎない。また、公方年貢の「取得者」が公方とも地頭・代官・政所とも呼ばれていることをもって裏付けられるとされるが、少なくとも代官・政所は公方年貢の徴集者ではあっても取得者ではないし、公方年貢取得者の公方と罪科文言の主格の公方が同一存在である保障もないのである(笠松前掲著

書一三五頁)。さらに、罪科文言に武田氏を指す語が記されるのは武田氏被官に公方の売却の場合であり、それは公方を処断できるのは大名以外にいないからだとして説明されるが、武田氏被官の売却の罪科文言に公方と記される例はいくらでもある(西福寺文書二・一六・四四、明通寺文書一〇七・一三三、長源寺文書一八など)。

(32) 武田氏の買地安堵の初見は永正一〇年(一五一一)であるが(後掲表Ⅳ) 売券罪科文言に「上様」が登場するのは明応二年(一四九三)とさらにさか上る(長源寺文書六)。また、在地領主による買地安堵の初見は同七年であるが(後掲表Ⅴ)、在地領主の買地安堵を意味する「補任」の語は文明一七年(一四八五)にはみられるので(明通寺文書八三)、両者とも一五世紀中から存在した可能性が高い。

(33) 藤木氏は、伊達氏は「知行地の定量把握つまり軍役体系の基礎の確定を、その買地安堵制の強行を通して実現しようとした」(傍点河村)と述べられているが(前掲著書三三三頁)、大名の書下を買地保障の最高のもとして位置づけた領国法体系の確立が社会的背景にあるとはいえても、買地安堵の実施それ自体は、大名が「強行」するものではなく、あくまで受動的、個別的なものではなからうか。

(34) 注(一)笠松・勝保両論文など。

(35) 「中世の土地売買と質契約」(『史学雑誌』九三一九、一九八四年)。

(36) 越前朝倉氏は崇聖寺の寄進地、買地を安堵する際、「雖給恩之地相交、売主跡於無相違者、可有領知之、次百姓自名等之儀者、依無科、至不及御闕所者、不可有別儀候」と述べている(天文九年一二月五日朝倉氏奉行人連署状、『大野市史』社寺文書編所収、洞雲寺文書一〇号)。これは、給地において「売主跡」に相違がある一死亡・闕所などカ、あるいは百姓が売主の場合罪科によって闕所になった時には、寄進・売買行為が権力側の承認するところとなり得なかつたことを示唆する事例であろう。伊藤喜

良氏によれば、下総香取社領においても売主の死亡、逃亡により彼の売地は領主によって闕所とされる慣行があったとされる(「死亡逃亡跡と買地安堵」、『国史談話会雑誌』二二、一九八一年)。

(37) 永禄九年一月一四日武田義統判物写(「白井市郎兵衛家蔵古文書写」、白井文書)。白井文書の探訪にあたっては所蔵者白井端氏から格別の御高配をいただいた。記して謝意を表したい。

(38) 日一〇の安堵対象「福堂名之内拔地」は内藤藤原の給地の一部で、内藤が山東家忠に売却し山東から西福寺に寄進されたものである(西福寺文書一六一一八)。つまり、ここにいふ本名主は少なくとも西福寺が直接入手した相手山東家忠ではないので、これを売買に擬すれば、対象地との一体観が想定される「本主」は沽主以外の者ということになる。

(39) 「甲州法度之次第」一二条、「六角氏式目」一〇条、越前における買得目録の慣用文言「御給恩之地等書加事候者、其時可有堪落者也」など。

(40) 天文五年二月一四日兵部少輔信家売券(西福寺文書二七)に「給所売買之事雖為御停止」とある。

(41) 給地の売買例として二例(西福寺文書一六・二七)、反銭の売買例として三例(同文書四二、明通寺文書一五七・一五八)ある。

(42) 「岡本村史」史料編所収、三田村文書一〇号。

(43) 「岐阜県史」史料編古代中世一所収、大垣市立図書館所蔵文書二号。

(44) 下村氏も同様のことを指摘されている(前掲著書九八〜一〇七頁)。ただ、長宗我部氏の安堵した買地の中に百姓の放出した加地子がどれ程含まれていたかは疑問である。

(45) 「三方郡誌」所収、野崎胸太郎文書。

(46) 永禄八年一二月三〇日朝倉義景定書写(「福井県史」資料編3所収、慶松勝三家文書五号)。

(47) 前掲「若狭郡県志」によると、甲崎村に畑田式部丞の城があったと伝え

られ(巻三、古跡部)、幕末期の畑田家には甲崎を含む四ヶ所を対象とする文明二年一〇月二日某宛行状が伝えられていた(小浜市教育委員会編『若狭の中世城館』小浜市二九頁)。なお、領主を主格とする罪科文言は他にも一例あるが(妙楽寺文書四)、その売買対象塩浜のある古津は甲崎の東隣の浦であるから、この「領主」も畑田氏である可能性が強い。

(48) 地頭については、その性格を一律に規定し難いので結論はさし控えたい。

たとえば勢井村百姓らは、前述のごとく売券の罪科文言に地頭と共に上様や代官を記している。この場合の地頭は代官と同義で、その売買保障行為は上様＝武田氏の代執行者としてのそれと理解し得る。しかし、「地頭政所瑞泉」の「国富地頭分犬熊野浦田地」寄進状の旨を安堵している某清光(表V No.4)は国富庄地頭と考えられるが、彼と勢井村百姓のいう「地頭」はやはり区別すべきであろう。

(49) 天文二〇年五月二八日常神社棟札銘(前掲『若狭漁村史料』所収、常神社文書五号)によると、上棟遷宮にあたって、まず「領主」南部膳行の孫龜寿が参拝し、ついで膳行が太刀・馬を神前に献じ、大工には釘代や布を下付している。

(50) 永正一三年八月一五日武田元信判物写(前掲『白井市郎兵衛家蔵古文書写』)に「若州遠敷郡賀茂庄半濟事、為同名八郎次郎一跡、所宛行白井石見守清胤也」とある。

(51) 網野善彦前掲著書三四六～三六六頁、前掲『若狭の中世城館』小浜市一九～二〇頁。

(52) 『大館常興日記』には「粟屋左京亮無沙汰仕候宮川御公用事」(天文七年九月一日条)など多数関係記事が散見される。この場合粟屋元行の立場は幕府御料所宮川保代官であるが、武田氏代官とは区別すべきで、事実上「領主」と考えて差し支えない。ちなみに、宮川にある靈沢寺は元行の開基と伝える(前掲『若狭の中世城館』小浜市一七頁)。

(53) 前掲『若狭郡志』によると、寺井氏は五十谷村に拠城と屋敷があり、五十谷・窪谷・桂木・飛川の「末野四谷」(巻一、国郡部)などを領したと伝える(巻三、古跡部)。

(54) 「加斗庄黒駒宮籠所僧食米事并半濟方公私寄進」分を「任当知行之旨」せて飯盛寺に安堵した、明応九年一〇月二日伯耆人道(寺井賢仲)判物(『大飯郡誌』所載、飯盛寺文書)、及び、同庄半濟方の「不作開発」につき「闕落」した飯盛寺拘分名職を同寺の懇望により寄付、安堵した、享祿三年一二月一三日(寺井)兵衛尉家忠判物(同文書)によって、寺井氏が加斗庄半濟方の「領主」であったことが知られる。但し、寺井氏の補任状は伝存しない。

(55) 文龜元年六月二三日洞春院寄進得目錄写(藤本文書)。この文書については小泉義博氏の御教示を得た。

(56) 『三方郡誌』は「山林屋敷赦免之事、任文明年中之御教書之旨」せて安堵した天文二年三月九日田辺又四郎宛武田信豊判物を載せるが、信豊が家督を嗣ぐのは天文八年であり、この文書をもって田辺氏の武田氏直臣たることを証することはできない。なお、同書には「このわた」などの贈呈を謝した年欠一一月一五日田辺半太夫宛熊谷大膳書状も収められており、三方郡大倉見城に拠る熊谷氏(前掲『若狭の中世城館』三方町四～六頁)との関係はうかがえる。

(昭和六十年一月十二日受理)

The protection given by Sengoku-Daimyo to the  
estates purchased by his retainers.  
: The case of the Takedas in Wakasa Province

Shoichi Kawamura

In Wakasa Province during the 15th and 16th century, kajishi (加地子) that was an intermediary right for a kind of tax on real estate levied by someone rather than a direct ruler, was sold and bought extensively by the warrior, the priest, and the peasant. Accordingly, the land that the retainers of the Takedas had was fluctuating in quantity all the time, and at the same time, their rights and interests became intricate and complicated. The Takedas could not employ the policy to investigate the land of the retainers compulsorily. But because the rights of the retainers on their purchased estates were instable, they asked the Takedas for the protection of their purchased land. Consequently, the Takedas could grasp, to some extent, the purchased land of their retainers. As the intermediary rights were included in their estates, the Takedas could grasp the new gains which had not been grasped before. The Takedas could magnify the base of their power by means of creating a new tax on the purchased estates of their retainers. But it was not of compulsory nature, but applied based on the self reports from the retainers. The purchasers did not always ask the Takedas for their protection, but often resorted to the local feudal lords who ruled over the purchased estates. The protection by the local lords was done in parallel with that by the Takedas, and the legal function of the law was equal to that of the Takedas. But with the strengthening of control by the Takedas, the protection by the Takedas gradually began to replace that by the local lords. But the protection by them was not eradicated.